

兵庫県公報

令和6年2月13日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

公安委員会規則	ページ
○ 司法警察員の指定等に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

◎司法警察員の指定等に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第1号）

刑事訴訟法の一部改正により、逮捕手続における犯罪被害者等の情報を保護するための措置に関する規定が整備されることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

司法警察員の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月13日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

兵庫県公安委員会規則第1号

司法警察員の指定等に関する規則の一部を改正する規則

司法警察員の指定等に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(逮捕状及び逮捕状に代わるものの交付を請求できる司法警察員)」に改め、同条中「できる」を「できる司法警察員及び法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる」に改める。

附 則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。